

令和3年度

鵠まちづくり協議会解散・
鵠住民自治協議会設立
総会



令和3年4月10日（土）

午前10時00分から

鵠小学校体育館

総会式次第

- 1、開会のことば
- 2、会長あいさつ
- 3、来賓あいさつ
- 4、議長選出
- 5、議案審議

(1) 鵜まちづくり協議会解散

- 1号議案 令和2年度事業実施報告書について
- 2号議案 令和2年度事業収支決算書について
- 3号議案 令和2年度特別会計決算書について
監査報告

(2) 鵜住民自治協議会設立

- 1号議案 住民自治協議会規約 について
- 2号議案 住民自治協議会役員を選出 について
- 3号議案 令和3年度事業実施計画書 について
- 4号議案 令和3年度事業収支予算書 について
- 5号議案 令和3年度特別会計予算書 について

- 6、議長解任
- 7、退任・新任役員紹介挨拶
- 8、閉会のことば

鵜まちづくり協議会の主な歩み

- ・平成23年3月29日 「鵜まちづくり協議会」発足
- ・平成23年8月7日 鵜七夕まつりの継続
(平成19年8月7日から実施)
- ・平成23年9月25日 「鵜防災の日」制定
(昭和28年9月25日台風13号で死者9名)
- ・平成24年4月1日 鵜小学校学童保育入所者6名で開所
- ・平成24年10月30日 鵜小学校に避難階段と屋上にフェンスの設置(11月10日市長立会いのもと鍵の引き継ぎ式)
- ・平成28年2月17日 松阪市臨海地域防災ネットワーク(7住民協と2団体)が災害発生時の相互支援協定締結
- ・平成29年9月23日 鵜小学校屋上へ夜間の避難訓練実施
- ・平成30年12月14日 五主地区に避難タワー建設決まる
(令和3年度末完成予定)
- ・令和2年6月12日 豊田まちづくり協議会と災害発生時の相

互支援協定締結



(29年9月23日)
夜間の避難訓練で校庭にSOS
救助文字表示

令和2年度事業実施報告書

事業名	事業内容	実施時期	参加人数
【環境保全部会】			
環境クリーン作戦	地区全体のごみゼロ清掃活動	2月24日(水)	147名
環境保全と美化	星合・五主1号線の桜・花植栽・花 いっぱい運動・清掃整備活動	年間	30名
収穫祭	農産物軽トラ市販売、焼き芋、 鵠大鍋煮込み汁のふるまい	11月7日(土)	中止
桜まつりの開催	河津桜健康ウォークでふるまい	3月6日(土)	150名
【青少年育成部会】			
子どもと大人の伝承文化	臼と杵による餅つき文化の伝承	1月20日(日)	中止
【防災防犯部会】			
防災講話	鵠地区全住民を対象にした防災講話	7月4日(土)	47名
鵠地区全体避難訓練	地震・津波を想定した自治会指定場 所への訓練	9月27日(日)	106名
【健康福祉部会】			
三世代レクリエーション大会	子供から高齢者までのレクリエーシ ョン大会	10月18日(日)	中止
【歴史文化部会】			
地域伝統文化の伝承	七夕祭り	8月7日(金)	50名
歴史探訪と健康の集い	護王神社参拝 他	1月中旬	中止
【事務局】			
事務員人件費	事務職員人件費用	年間	事務職員(5名)
事務所管理	事務用品・物品の購入と整備	年間	事務局
地域連帯支援事業	地域連帯支援事業公民館と共催	年間	役員、各部会
防犯灯	防犯灯の設置補助	年間	事務局
高齢者特別事業	鵠地区敬老会(75歳以上)	9月21日(月・祝) 記念品配布	300名

年	月	日	会議種別	会議内容
令和 2年	4	7	第1回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度収支決算報告 ・令和2年度収支予算報告 ・新型コロナウイルス感染防止に伴い、総会の方法を検討する。 ・環境保全部会：4/5（日）草刈り実施 ・健康福祉部会：新部会長に山中隆昭さん
	4	11	総会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度鶴まちづくり協議会総会
	5	12	第2回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会新型コロナウイルス感染防止緊急事態の動向に伴い、年間行事の日程変更確認 ・健康福祉部会：6/21（日）三世代レクリエーション大会は日程変更とし、次回の会議で決定する ・環境保全部会：6/10（水）環境クリーン作戦は日程変更し、次回の会議で決定 小学校に確認する 5/18 星合五主1号線の草刈りの参加要請 ・防災防犯部会：7/4 防犯講話実施予定 詳細は次回の会議で決定する ・歴史文化部会：8/7（金）七夕まつり実施について 現時点では学校自治会の意見は中止せざるを得ないのでは？ 次回の会議で最終判断とする ・外灯の件で市から要望…申請書・請求書・領収書を揃えて提出すること
	6	2	第3回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴小学校校長、教頭先生も交えての会議 ・環境保全部会：5/18 草刈り実施8時～10時 7名参加 6/10 環境クリーン作戦は学校再開間もないので延期する ・防災防犯部会：7/4 防犯講話実施予定 ・健康福祉部会：6/21 三世代レクリエーション大会は秋ごろに延期が望ましい 次回の会議で決定する ・歴史文化部会：8/7 鶴七夕まつりの実施について 事前調査した結果の資料を説明し運営委員会に意見を求める 安心安全に何が大事か意見が紛糾

				<p>しましたが、次回の会議で詳細を決める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田まちづくり協議会と協定が成立した
	6	19	臨時役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校使用行事の注意点を校長先生参加の元、決定したい ・環境保全部会：クリーン作戦は2/24に延期 3/6 河津桜まつり開催の前にする ・健康福祉部会：三世代レクリエーション大会は10/18に延期する 体育館のアルコール消毒の徹底 ・歴史文化部会：鶴七夕まつりの代替行事を笹流しの案で調整 詳細は次回の役員会で決定 ・事務局：10/3の敬老会は中止 記念品のみ9/21に配布する
年	月	日	会議種別	会議内容
令和2年	7	2	第4回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：7/27（月）草刈り実施予定 ・防災防犯部会：7/4 防災講演会実施報告 ・健康福祉部会：10/18 三世代レクリエーション大会実施予定 ・事務局：まち協主催の七夕まつりとして「笹流し」を実施する 公民館だより8月号でチラシを配布 案として8/4から公民館に笹を置いて 地区の皆様には笹を飾ってもらう 8/7当日は15時までに設定完了 17時～19時で笹流し 消防団に交通整理を依頼する 意見がまとまり次第、詳細は次回の会議で決定する
	8	4	第5回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：8/31 8時草刈り予定 ・防災防犯部会：9/27（日）「鶴地区防災避難訓練」実施予定 9月号広報にてチラシ配布 コロナ禍での訓練となるので 徒歩の時等マスクをしない等対策が必要 各自治会で要支援者の避難方法

			<p>を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部会：10/18（日）三世代レクリエーション大会実施予定 ・事務局：8/7（土）笹流し実施について 16時に鶴まちづくり運営委員で準備する 参加児童に鉛筆2本と花火を渡す
9	1	第6回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・10/25 実施予定の松阪市消防防災訓練は中止 ・環境保全部会：8/31 草刈り実施2名参加 次回は10月予定 ・防災防犯部会：9/27（日）鶴地区防災避難訓練実施について 広報にチラシ配布済 避難方法は昨年同様、今年度は新型コロナウイルス感染予防対策を万全に実施する 要支援者に声かけ訓練も実施する ・健康福祉部会：10/18（日）三世代レクリエーション大会中止 ・事務局：今年度は敬老の日当日に記念品（商品券1000円）配布のみとする
10	6	第7回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：11/7 収穫祭は中止 ・防災防犯部会：9/27（日）「鶴地区防災避難訓練」の実施報告 防災バック持参する人は少なかった コロナ感染防止も踏まえての要支援者の再確認の必要がある ・健康福祉部会：三世代レクリエーション大会は中止 ・歴史文化部会：1月の干支神社初詣は旅行会社に声掛けしました 実施については11月の役員会で決める ・事務局：敬老会記念品配布299名 令和3年4月1日発足予定の「鶴住民自治協議会」の運営について 11月の定例会にて推進協議会で進めていく

	11	10	第8回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：11/16（月）草刈り実施予定 ・青少年育成部会：1/17（日）餅つき大会中止決定 ・歴史文化部会：歴史探訪と健康の集い初詣中止 ・事務局：住民自治協議会について 今回より日高館長参加 部会の設置等、協議会運営の会則作りの資料配布 来年の事業計画案を1月の役員会に各自発表 	
	12	1	第9回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：11/16草刈り実施 2名参加 3月予定の河津桜まつりは実施予定 コロナ対策を万全にして出来る方法を考える。 ・事務局：住民自治協議会について部会設置の在り方を自治会の新旧役員と協議する。 ・その他：各部会の来年度計画案を3案ずつ考えてコロナに負けないイベントを企画したい。 	
	年	月	日	会議種別	会議内容
令和3年	1	12	第10回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：2/24 クリーン作戦は実施予定 3/6 河津桜まつりは実施予定 2月号公民館だよりに予定として記載する 来年度計画案 今年度と同じ ・防災防犯部会：他行事の応援に参加 来年度計画案 他地域との防災訓練や体験型の訓練 ・健康福祉部会：来年度計画案 三世代で出来る体操レクリエーションやグランドゴルフ等 ・歴史文化部会：他行事の応援に参加 来年度計画案 鶺鴒地区内の神社巡り ・事務局：住民自治協議会について 1/20 までに意見や疑問点を出すこととする ・その他：防犯灯のチェックを各自治会でお願いします。追加も可能です 今年度は事業が沢山中止となった為、使われていない予算を事業計画変更としてアンプ・マイク2本・ロッカーを購入したい 	

2	2	第11回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：2/22 草刈り実施予定 2/24 クリーン作戦実施予定 3/6 河津桜ロード健康ウォーキング実施予定 鵺地区限定で参加者記念品配布チラシを広報に入れる 記念品はマスク 令和3年度事業計画案 例年通り ・青少年育成部会：令和3年度事業計画案 例年通りに加え五主海岸清掃を提案 ・防災防犯部会：令和3年度事業計画案 例年に加えて他地域との連携を強化する防災訓練を提案 ・健康福祉部会：令和3年度事業計画案 例年通り ・歴史文化部会：令和3年度事業計画案 コロナ禍終息した場合は例年通りとする コロナ禍の場合は笹流しと鵺地区内神社巡りを提案 ・自治会部会：防犯灯の設置 ・公民館部会：フェスティバルの開催 年1回公民館備品等の整理整頓、清掃実施 ・事務局：住民自治協議会規約（案）について ・その他：携帯アンプ（マイク2本）購入しました
3	2	第12回役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全部会：3月6日（土）河津桜ロード健康ウォーキング実施について ・環境保全部会：令和2年度事業実績報告と令和3年度事業計画（案）について ・青少年育成部会：令和2年度事業実績報告と令和3年度事業計画（案）について ・防災防犯部会：令和2年度事業実績報告と令和3年度事業計画（案）について ・健康福祉部会：令和2年度事業実績報告と令和3年度事業計画（案）について ・歴史文化部会：令和2年度事業実績報告と令和3年度事業計画（案）について ・自治会部会：令和3年度事業計画（案）について ・公民館部会：令和3年度事業計画（案）について ・事務局：令和2年度事業実績報告と令和3年度事業計画（案）について ・鵺住民自治協議会総会4月10日（土）予定
3	29	臨時役員・運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 鵺住民自治協議会総会に向けて

令和2年度 鶴まちづくり協議会事業収支決算書

収入の部

▲は減額

(単位:円)

科目	当初予算額	変更予算額	決算額	増減額	収入内訳
市交付金	1,447,000	1,447,000	1,447,000	0	
高齢者特別事業交付金	281,000	281,000	281,000	0	
会費	213,300	213,300	195,900	▲ 17,400	300円×653世帯/711世帯
助成金	50,000	50,000	60,000	10,000	市防災・社会福祉協議会
繰越金	213,142	213,142	213,142	0	
繰入金	200,000	200,000	200,000	0	特別会計から期初経費等
雑収入	58	58	10	▲ 48	貯金利息
収入合計	2,404,500	2,404,500	2,397,052	▲ 7,448	

支出の部

▲は減額

(単位:円)

科目	当初予算額	変更予算額	決算額	増減額	支出内訳
環境保全部会費	200,000	90,000	81,351	▲ 8,649	環境クリーン作戦、環境保全と美化、桜まつり。:収穫祭中止
青少年育成部会費	60,000	0	0	0	子どもと大人の伝承文化(餅つき)中止
防災防犯部会費	260,000	260,000	210,546	▲ 49,454	鶴地区全体防災訓練・備蓄品、防災講話
健康福祉部会費	30,000	0	0	0	三世代レクリエーション中止
歴史文化部会費	140,000	100,000	31,188	▲ 68,812	地域伝統文化の伝承。:歴史探訪と健康の集い中止
事務局	1,405,000	1,633,000	1,611,377	▲ 21,623	事務職員人件費、広報活動、事務所経費、防犯灯の維持管理、地域連帯支援事業、敬老事業
予備費	9,500	21,500	0	▲ 21,500	
特別会計へ繰出し金	300,000	300,000	300,000	0	まち協経費へ期初経費の戻入、繰し
支出合計	2,404,500	2,404,500	2,234,462	▲ 170,038	

収入額

支出額

差引額

2,397,052円—2,234,462円=162,590円

次年度繰越額 162,590円

会計監査報告

令和2年度、会計収支決算について諸帳簿を監査した結果、相違ないことを認めます。

令和 3年 4月 2日

監事

田中 正明

監事

伊藤 則秋



3号議案

令和2年度 鶴まちづくり協議会特別会計決算書

収入の部 ▲は減額 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減額	収入内訳
繰越金	873,568	873,568	0	
繰入金	300,000	300,000	0	まち協経費から繰入、期初経費の戻入
雑収入	32	5	▲ 27	貯金利息
収入合計	1,173,600	1,173,573	▲ 27	

支出の部 ▲は減額 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減額	支出内訳
繰出金	200,000	200,000	0	まち協経費期初経費へ
運営費	40,000	30,000	▲ 10,000	碧川の自然・環境を守る会、臨海地域防災ネットワーク
予備費	933,600	0	▲ 933,600	
支出合計	1,173,600	230,000	▲ 943,600	

収入額 支出額 差引額

1,173,573円 - 230,000円 = 943,573円

次年度へ繰越額 943,573円

会計監査報告

令和2年度、会計収支決算について諸帳簿を監査した結果、相違ないことを認めます。

令和 3年 4月 2日

監事 田中 正明

監事 伊藤 則秋



鵜住民自治協議会のこれから

鵜地区は、伊勢湾に臨む海岸平野に田園風景が広がっており、五主海岸・雲出川・碧川河口には野鳥が飛び交い、春には満開の河津桜遊歩道を楽しめる自然豊かな地域です。各集落には歴史的な神社があり、七夕まつりやかんこ踊りなどの伝統行事が行われています。

このような地域の特性を生かして『翔くまち“鵜”』のスローガンのもと、地域住民が連携して子どもたちを豊かに育み、お互いが支え合って、安全で安心して暮らせるまちづくり

全員参加で被害者『0』に！

みんなで作ろう強い鵜

をめざします。



1号議案

鵜住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鵜住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、小舟江町、笠松町、星合町、五主町、および小野江町、肥留町、曾原町の一部（以下「鵜地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市星合町6番地1 鵜公民館に置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する事業
- (2) コミュニティバス運行支援に関する事業
- (3) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (4) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (5) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (6) 住環境整備に関する事業
- (7) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、鵜地区に居住する住民及び鵜地区で活動する各種団体等とする

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、運営委員会及び部会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監事を置く。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 事務局長 1名
 - (6) 監事 2名
- 2 必要に応じ、協議会に理事、相談役、顧問を置くことができる。
 - 3 協議会理事は、役員・運営委員会部会長を退任する者を任命することができる。

(役員の設定)

第9条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 事務局長は、協議会全体を事務的に統括する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。
- (7) 理事、相談役、顧問は協議会の職務全般について、意見、改善の提案を行う。

(役員任期)

第11条 協議会の役員任期は、2年とする。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の定数は40名以内とし、代議員の選出については、別に定める。

(総会の開催)

第14条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 構成員の3分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第19条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。

(2) 規約の改廃の決定に関すること。

(3) 地域計画の策定に関すること。

(4) 役員決定に関すること。

(5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 21 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 構成員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 22 条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第 23 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長は、必要に応じ運営委員会の出席を求めることができる。

4 会長は、必要に応じ理事、相談役、顧問の出席を求めることができる。

(役員会の審議事項)

第 24 条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 役員会と自治会、公民館との協議は次による。

(1) 役員会は付議すべき事項等について自治会長、公民館長に意見を求めることができる。

(2) 自治会長、公民館長は付議すべき事項等について役員会に意見を求めることができる。

第 5 章 その他の会議

(運営委員会の構成)

第 25 条 運営委員会は、部会長で構成する。

2 運営委員会の長は、部会長より選出する。

(運営委員会の招集と議長)

第 26 条 運営委員会は、運営委員の長が招集する。

2 運営委員会の議長は、運営委員の長がこれに当たる。

(運営委員会の役割)

第27条 運営委員会は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第28条 協議会に、次の部会を置く。また、部会は鶴地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 地区の環境美化や保全に関する部会
 - (2) 地区の青少年育成に関する部会
 - (3) 地区住民の安全、安心に関する部会
 - (4) 地区住民の健康、福祉に関する部会
 - (5) 地区の歴史文化、伝統継承等に関する部会
 - (6) 地区の単位自治会長で構成される自治会部会
 - (7) 地区の公民館運営活動に関する部会
- 2 各部会の構成する者の中から各部会長・副部会長を選出する。
- 3 部会の構成員は別に定める。

(部会の役割)

第29条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

- 2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。
- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
 - (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
 - (3) 自治会部会は、基本協定書に関すること
 - (4) 公民館部会は、公民館運営委員会に関すること
 - (5) その他部会運営等に関すること

第6章 会計及び監査

(経費)

第30条 協議会の経費は、会費、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第32条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 会計帳簿は10年間保管する。

3 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第33条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第7章 その他

(役員報酬)

第34条 協議会役員に対する報酬は支給しない。

(旅費等)

第35条 住民自治協議会活動に係る会議、行事等により発生した旅費等については、別紙規定のとおり支給するものとする。

(委任)

第36条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(権利等の承継)

第37条 鶴まちづくり協議会に係る一切の権利、財産等は、鶴住民自治協議会が承継するものとする。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

第13条 別表

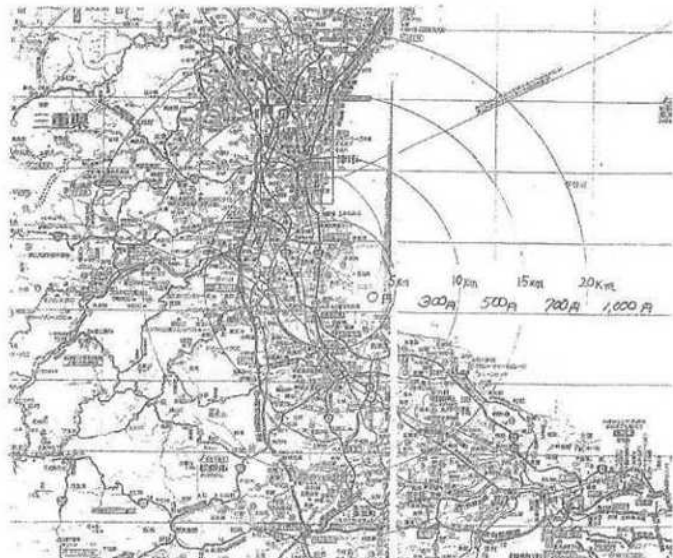
總會代議員数
松阪市町別人口・世帯数一覧表 令和3年3月1日現在

自治会名	小舟江	笠松	星合	岡田	五主	五主団地	ニュータウン	合計
世帯数	147	192	138		407			884
代議員数	7	11	3	1	8	7	3	40

第35条 別表

旅費等

- 公民館を起点とし
半径5km以内は 0円
半径5km～10km以内は 300円
半径10km～15km以内は 500円
半径15km～20km以内は 700円
半径20km以上は 1,000円



鶴住民自治協議会特別会計内規

(設置)

第1条 この内規は、鶴住民自治協議会の一般会計の運営と充実を円滑に図る目的のため特別会計を設置する。

附則

令和3年度 鵜住民自治協議会役員名簿

役職名	名前	所属
会長	高瀬 良弘	松阪市ボランティア連絡協議会会長 鵜地区見回り隊統括責任者 鵜寿会会長
副会長	山村 敏雄	三雲地区福祉会 鵜地区福祉会会長
副会長	田中 正幸	前小舟江町自治会長
書記	立木 清維	五主町自治会長
書記	黒瀬 信子	前：松阪市食生活改善推進協議会 三雲グループ
会計	辻 幹雄	笠松町自治会長
会計	伊藤恵美子	松阪市民生委員児童委員協議会 鵜地区委員 生活支援員
事務局長	日高 晴美	鵜公民館館長
監事	田中 正明	松阪市民生委員児童委員協議会 三雲地区会長 鵜寿会会計
監事	前川 幸敬	前：鵜まちづくり協議会役員

3号議案

令和3年度 鵠住民自治協議会事業実施計画書

* 日時変更あり

事業名	事業内容	実施時期（予定日）
【環境保全部会】		
環境クリーン作戦	地区全体のごみゼロ清掃活動、	6/10（水）
環境保全と美化	星合・五主1号線の桜・花植栽・花いっぱい運動・清掃整備活動	年間
収穫祭	収穫祭（地産地消市他）	11/6（土）
桜まつりの開催	河津桜満開期間中に各種イベントの開催	2/26（土）
【青少年育成部会】		
ボランティア体験とミニスポーツ	ボランティア体験とミニスポーツ	10/31（日）
【防災防犯部会】		
防災講話	鵠地区全住民を対象にした防災講話	7/（土）
鵠地区全体避難訓練	地震・津波を想定した避難・防災訓練	9/26（日）
【健康福祉部会】		
三世代レクリエーション	子どもから高齢者までのレクリエーション大会	10/17（日）
【歴史文化部会】		
地域伝統文化の伝承	鵠七夕祭り	8/7（土）
歴史探訪と健康の集い	各地の名所・旧跡めぐり	1月18日（火）
（自治会部会）		
防犯灯	防犯灯の維持管理	年間
（公民館部会）		
地域連帯支援事業	地域連帯支援事業公民館と共催	年間
【事務局】		
事務員人件費	事務職員人件費用	年間
事務所管理	事務用品・物品の購入と整備	年間
高齢者特別事業	鵠地区敬老会（75歳以上対象）	10/2（土）

令和3年度 鶴住民自治協議会事業収支予算書

収入の部

▲は減額

(単位:円)

科目	2年度予算額	3年度予算額	増減額	収入内訳
市交付金	1,447,000	1,447,000	0	
高齢者特別事業交付金	281,000	283,000	2,000	
会費	213,300	213,300	0	300円×711世帯
助成金	50,000	50,000	0	社会福祉協議会
繰越金	213,142	162,590	▲ 50,552	
繰入金	200,000	200,000	0	特別会計から期初経費
雑収入	58	10	▲ 48	貯金利息
収入合計	2,404,500	2,355,900	▲ 48,600	

支出の部

▲は減額

(単位:円)

科目	2年度予算額	3年度予算額	増減額	支出内訳
環境保全部会費	200,000	200,000	0	環境クリーン作戦、環境保全と美化、収穫祭の開催、桜まつりの共催
青少年育成部会費	60,000	60,000	0	ボランティア体験とミニスポーツ
防災防犯部会費	260,000	260,000	0	鶴地区全体防災訓練・備蓄品、防災講話
健康福祉部会費	30,000	30,000	0	三世代レクリエーション
歴史文化部会費	140,000	140,000	0	地域伝統文化の伝承(七夕まつり)、歴史探訪と健康の集い
自治会部会費	0	225,000	225,000	防犯灯の維持管理
公民館部会費	0	180,000	180,000	地域連帯支援事業(公民館)
事務局	1,405,000	1,002,000	▲ 403,000	事務職員人件費、広報活動、事務所経費、敬老事業
予備費	9,500	58,900	49,400	
特別会計へ繰出	300,000	200,000	▲ 100,000	期初経費戻入と繰出
支出合計	2,404,500	2,355,900	▲ 48,600	

※ なお、上記予算額の項目内流用は役員・運営委員会で決議し、会長の承認を得る。

令和3年度 鶴住民自治協議会特別会計予算書

収入の部

▲は減額 (単位:円)

科目	2年度予算額	3年度予算額	増減額	収入内訳
繰越金	873,568	943,573	70,005	
繰入金	300,000	200,000	▲ 100,000	住民自治協経費から期初経費の戻入、繰入
雑収入	32	27	▲ 5	貯金利息、その他
収入合計	1,173,600	1,143,600	▲ 30,000	

支出の部

(単位:円)

科目	2年度予算額	3年度予算額	増減額	支出内訳
繰出し金	200,000	200,000	0	住民自治協経費の期初経費へ
運営費	40,000	40,000	0	碧川の自然・環境を守る会、臨海地域防災ネットワーク
予備費	933,600	903,600	▲ 30,000	
支出合計	1,173,600	1,143,600	▲ 30,000	

※ なお、上記予算額の項目内流用は役員・運営委員会で決議し、会長の承認を得る。